

「足場の組立て等の業務」特別教育

—法令改正に関する特別教育の質疑応答—

Q1. どのような作業内容で資格がいるのですか？

A1. 平成27年7月1日より足場の高さに係りなく、足場の組立、解体又は変更の作業に係わる業務(地上又は堅固な床上における補助作業は除く)に携わる作業者に求められます。

尚、ここでいう「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないとのこと。(平成27年3月31日付基発0331第9号より抜粋)

Q2. 移動式足場（ローリングタワー）も資格が必要ですか？

A2. もちろん、移動したりした時でも、高さ調整等をしたりしますので、足場の特別教育の資格が必要です。

Q3. 脚立、脚立足場にも資格が必要ですか？

A3. 脚立、移動はしご等これを単体で使用する場合には足場ではないので、資格は必要ありません。

但し、脚立を支持物として足場板を掛け渡す場合には、足場に該当しますので、高さに関係なく資格が必要になります。

Q4. 足場の上を歩く場合でも資格が必要か？

(例) イベント業者が足場の上で写真撮影をする場合！

A4. 歩くだけなら、必要ありません。組立、解体又は変更の作業に係る業務の方が必要です。

Q5. いつまでに取得すればよいのですか？

A5. 特別教育の経過措置として、平成27年7月1日施行時点に当該業務に従事している者については、平成29年6月末迄に取得して頂くことになります。

但し、安全対策ですので早めの受講をお勧めします。

Q6. 受講資格はありますか？

A6. どなたでも受講できます。(特別教育に受講資格はない)

但し、18歳未満の方は特別教育を受講することは可能ですが、特別教育を受けた場合であっても年少者を年少者労働基準規則第8条第25号の業務（足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く））に就かせることはできません。

Q 7. 受講年齢に上限の制限がありますか？

(例) 某ゼネコンでは65歳以上は受講させない等。

A 7. 一部高年齢に伴う体力の衰えにより、年齢制限を設けているという企業の噂を聞いたことはありますが、高所作業における年齢制限を定めた法規制はありませんので、受講することは可能です。

Q 8. 受講時間は何時間ですか？

A 8. 経験者、未経験者で講習時間が異なります。

① 平成27年7月1日時点で作業に従事している方⇒**3時間**

② 施行後に従事する方 ⇒**6時間**

Q 9. 3時間コースを受講するに当たっての経験証明をどうすれば良いのか？

A 9. 事業主の証明が必要となります。

但し、一人親方の場合、元請け、同業者から証明して頂くことになります。それが難しい場合は本人の証明でも可とします。

Q10. 経験期間は必要ないのですか？

A10. 必要ありません。7月1日時点の経験証明だけです。

Q11. 足場の組立て等作業主任者の資格を取得しているが、この足場特別教育も受講しなくてはいけないのですか？

A11. 当該作業主任者の資格を持っておれば、有資格者と判断され、特別教育の資格は不要です。この作業主任者以外にも下記資格を取得されている方は、有資格者と判断され、この特別教育の資格取得は不要です。

- ① 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科を修了した者、居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者
 - ② とびに係わる1級又は2級の技能検定に合格した者
 - ③ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者
- 詳しくはお問合せ下さい。

※：講習科目と時間

		講習時間	正規講習	業務従事者
			6時間	3時間
学科講習	足場及び作業の方法に関する知識		3.0	1.5
	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識		0.5	0.25
	労働災害の防止に関する知識		1.5	0.75
	関係法令		1.0	0.5
	小計		6	3

※：講習料金

講習時間	6 時間	3 時間
受講料 (円)	9,200	7,200
テキスト代 (円)	800	800
合計 (円)	10,000	8,000

Q12. 足場特別教育は助成金（建設労働者確保育成助成金）の対象？

A12. 平成 27 年度、対象となります。3 時間、6 時間共に対象となります。

尚、平成 27 年 10 月 1 日から開始される助成金対象講習は受講しようとする日の 1 カ月前に事前届出が必要となりますので、注意して下さい。（事前届出の可否については、必ず、各労働局に確認願ひ度）

以上